
地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（簡易版）

Ver.3.0

令和8年3月

環境省

大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

※本手引きは、環境省が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第3条第3項に基づく国の責務の一環として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づいて示す技術的な助言です。

はじめに (p.2)

1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定までの流れ (p.6)
2. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義 (p.8)
3. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析 (p.10)
4. 計画全体の目標 (p.14)
5. 区域施策編の実施及び進捗管理 (p.15)
6. 付録 (p.16)

※温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策については、『都道府県等が実効性の高いアクションプランを策定するための手引き』を参照する。
※本マニュアルは、社会情勢の変化や関連計画の見直し等に伴い、適宜内容を改定します。改定の規模や影響度によって、Ver.の数値を変更します。
例えば、大幅な変更を行う場合にはVer.4.0とし、小規模な追加、変更を行う場合はVer.3.1とします。

区域施策編策定の意義：地域脱炭素（地域GX）の推進

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**地場産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力・レジリエンス強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決に貢献し、強い地域経済の構築に資する**。
- 実行計画区域施策編は、それらを**計画的・戦略的**に進めるためのツールである。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

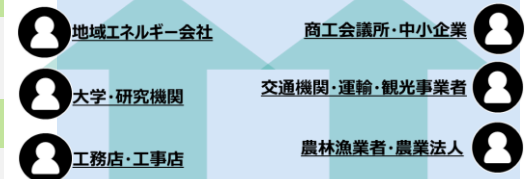
- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

地域主体間の連携

地方公共団体・
金融機関
中核企業等が
主体的に参画



地方公共団体実行計画（区域施策編）の全体像

- 地球温暖化対策推進法第21条では、地方公共団体実行計画にて定めるものとして次の事項を掲げている。
 - 計画期間
 - 地方公共団体実行計画の目標
 - 実施しようとする措置の内容
 - その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 環境省は、地方公共団体実行計画に関する国の技術的な助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を作成しており、地方公共団体実行計画の一般的な構成として考えられるものとして、以下のとおり整理している。また、上記マニュアルに付随し「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（ひな形）」も公開しているため対応箇所を以下に示す。

地方公共団体実行計画（区域施策編）の一般的構成と本資料、ひな形の関係

地方公共団体実行計画 （区域施策編）の一般的構成	概要	本 簡易版	ひな形
1 区域施策編の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> 区域施策編策定の背景・意義 区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等） 計画期間 推進体制 	p.8～9	p.3～8
2 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 区域の温室効果ガス排出状況 	p.10～13	p.9～10
3 計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> 区域施策編の目標 	p.14	p.11～12
4 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が実施する施策 施策の実施に関する目標 区域の各主体との連携 施策の実施体制 	-	p.12～17
5 地域脱炭素化促進事業に関する内容	【都道府県】 <ul style="list-style-type: none"> 促進区域の設定に関する基準 【市町村】 <ul style="list-style-type: none"> 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 （促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等） 	-	-
6 区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 区域施策編の実施及び進捗管理 	p.15～16	p.18

※ 4に関する事項は「都道府県等が実効性の高いアクションプランを策定するための手引き」を、5に関する事項は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」を参照。

関連する行政計画との一体策定と広域連携等を活用した連携

- 計画の実効性や効果を特に強化していくためには、温室効果ガス排出量の削減等に関係ある他の行政計画と一体的に策定することが考えられる。
- また、取組の効率化や多様化を図るため、他の地方公共団体と共同して計画を策定することも考えられる。

関連する行政計画との一体策定

- 地球環境、自然環境（森林・農地・緑地等）、廃棄物、まちづくり等に係る**他の行政計画と一体策定**が可能。
- 他の行政計画と一体的に作成することにより、**計画の作成に係る事務作業の負荷低減等**の効果も期待出来る。
- 地球温暖化対策推進法の要件を満たし、他の法令・条例の規定に反さない場合であれば、**地方公共団体独自の環境計画**その他の計画と**地方公共団体実行計画と統合することも可能**。
- 一体的に策定することにより、区域全体の取組と地方公共団体自身の取組について同時に検討することができるため、**施策・対策間での相乗効果の創出や計画の検討・実施の際の負荷低減等の効果が期待**できる。

【一体策定が考えられる計画例】

総合計画、気候変動適応計画、環境基本計画、地域森林計画、農業振興地域整備計画、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画、緑の基本計画、廃棄物処理計画、都市計画、低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、地域公共交通計画

広域連携等を活用した連携

- 平成28年の地球温暖化対策推進法の改正により、複数の地方公共団体における**区域施策編の共同策定が可能**。
- 地球温暖化対策計画では、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」として、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待されている。
- 計画の策定に**必要なマンパワー・専門知識が不足している地方公共団体**においては、共同策定によってこれらの課題を解決することが期待されている。

【連携のパターン例】

- 自然的・社会的条件が類似する自治体間での知見共有
- 共同事業の実施温室効果ガス排出量の多い事業者への対応に向けた制度連携
- 連携中枢都市圏・定住自立圏における対策・施策の連携・協調
- 再エネ資源に富む地域 × エネルギー需要の大きい都市部による共同エネルギー事業 等

都道府県と市区町村の役割と連携

- 各地方公共団体には、規模や特性に応じた地球温暖化対策の推進が期待される。
- 小規模な地方公共団体については、人員・知見・ノウハウ等が不足していることが想定されるため、都道府県等によるサポートを受けながら区域施策編の策定・実施を行うことが期待される。

各地方公共団体に期待されること

- 都道府県**：広域的視点から、市区町村の計画策定・実施を技術・人材・情報面で支援し、優良事例の横展開や共同実施を通じて区域全体の取組を推進
- 政令指定都市**：都市特性を踏まえ、既存施策の深掘りと関連施策との連携により、脱炭素型都市づくりを先導
- 中核市未満**：体制や知見の制約を踏まえ、簡素な計画や重点施策から着手し、段階的に取組を拡充

都道府県と区域の市区町村との連携

都道府県は、広域的視点から市町村の取組を支援・補完する役割を担う

- ① 計画策定・実施に関する支援
 - 市区町村の実行計画策定・改定に対する技術的助言・情報提供
 - 人員・専門人材が不足する市町村への重点的支援
- ② 優良事例の収集・普及
 - 先進的な取組事例の整理・共有
 - 他市町村への横展開・普及促進
- ③ 人材育成・体制強化
 - 研修会、セミナー、説明会等の開催
 - 担当者間の情報共有・ネットワーク形成

都道府県における市区町村支援の事例

都道府県	主な支援内容
埼玉県	説明会の開催、セミナーの案内等
東京都	市町村に対する情報提供、国補助制度の活用促進のための支援（説明会の開催）等
愛知県	地方公共団体実行計画策定に関する研修会の開催
大阪府	区域内の市区町村の地方公共団体実行計画策定状況等を共有するための連絡会議を開催
山口県	担当者会等の実施
佐賀県	地域版低炭素塾の開催に向けたアンケート調査、国の関係支援制度などの情報提供

出典：環境省「令和2年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」

地方公共団体実行計画（区域施策編）のPDCAの全体像①

- 計画を新規に策定する場合の職員の業務フロー例を以下に示す。このフローでは2か年で策定する例を示している。
- 都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。

計画策定のフロー例

7月

基本情報の整理

- 区域の目指す将来像及び総合的な目標等と地球温暖化対策のつながりを整理
- 計画の位置付け及び意義の整理（区域の将来像や上位計画、関連計画との関係を含む。）
- 区域の自然的社会的条件（各主体の立場や考え方などを含む。）の把握・整理

体制の検討

- 進捗管理に係る庁内体制の検討
- 進捗管理に係る庁外体制の検討

【委託する場合】スケジュール管理のために庁内委員会にこまめに働きかけることが望ましい。また、庁外の環境審議会等においては、担当官が自ら算定内容等詳細に説明できるようにしておくことが望まれる。

3月

温室効果ガス排出量の推計

- 区域の温室効果ガス排出量（基準年度、現状年度）の推計
- 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の推計に当たっては、「自治体排出量カルテ」の活用を推奨。（参照：P13）
【委託する場合】温室効果ガス排出量算定の粒度、目標設定の粒度、対策・施策立案の粒度に応じて、予算規模が変わる。事前に算定方法ごとの費用の見積りを取ることが望ましい。また、仕様書にはどの手法で実施するか等、詳細に記載すると良い。

4月

計画全体の目標の設定

- 総量削減目標の設定
- 総量削減目標以外の計画目標の設定
- 区域の総合的な目標と計画目標の関係整理
- 設定した目標値の蓋然性の確認

対策・施策の立案

- 区域の温室効果ガス排出の要因分析
- 区域の各主体に期待される役割及び対策の検討
- 地方公共団体の講じ得る施策の検討
- 施策の体系的な整理
- 施策の実施に関する目標
- 地域脱炭素化促進事業に関する検討

3月

4月

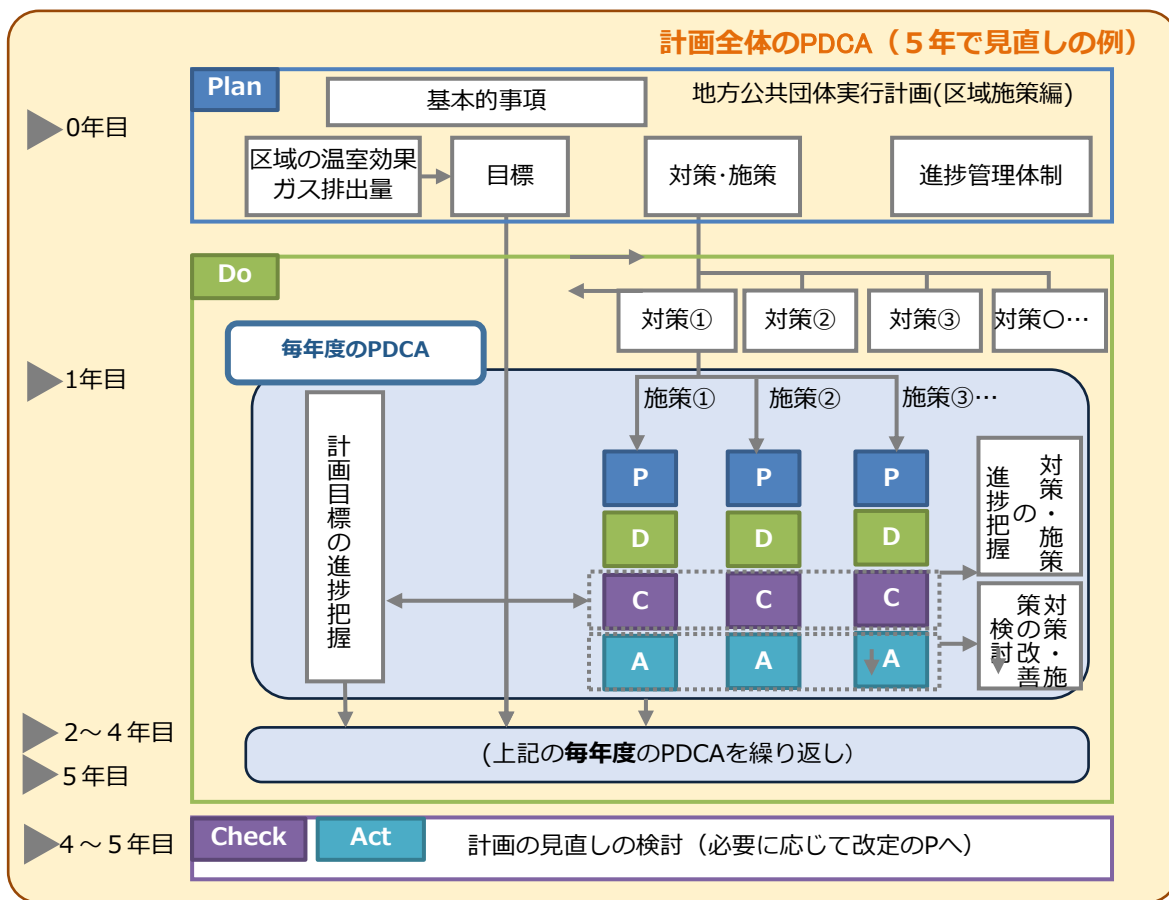
計画の公表

- 計画素案の作成・計画素案の合意形成・計画の策定・公表

地方公共団体実行計画（区域施策編）のPDCAの全体像②

- 区域施策編の策定から改定までの「計画期間全体のPDCA」と「毎年度のPDCA」の2つが考えられる。
- 毎年度の点検・公表に加え、計画目標に対する達成状況や、脱炭素技術の研究開発や普及の動向など、社会・技術の変化も踏まえて全体を検証し、必要に応じて改定するとともに、削減実績等を踏まえ、既存施策の強化や新たな制度の導入を検討することが重要である。

区域施策編におけるPDCAの全体像（5年で見直す場合）



区域施策編の全体的な見直し及び改定

【見直し・改定時の指標例】

- 温室効果ガス排出量に関する指標
- 対策・施策の実施状況に関する指標
- 再生可能エネルギー導入・利用に関する指標
- 行動変容・主体別取組に関する指標
- コベネフィット・地域効果に関する指標
- 推進体制・PDCAに関する指標
- 計画目標の達成状況

【検討内容の例】

- 自然的・社会的条件の変化に関する検討
- 目標設定の妥当性に関する検討
- 対策・施策の全体的な見直し
- 既存の事業や制度の大胆な深堀
- 新たな事業や制度の導入

区域施策編策定の基本的事項（基準年度、目標年度及び計画期間）

- **実効性のある計画策定のために**、基準年度、目標年度及び計画期間の設定方法について解説する。
- 目標年度における全体目標の設定については、13ページ「4. 地球温暖化対策計画の目標」を参照すること。

設定が望まれる基準年度及び目標年度

区分	設定が望まれる年度
基準年度	2013年度
目標年度	2030年度 2035年度 2040年度

特殊な事情がない限り、実行性のある計画にするため、パリ協定の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策計画に即する観点からは、2013年度を基準年度とし、2030年度、2035年度、及び2040年度、長期目標を設定する場合は、2050年度を設定することが望まれる。
地球温暖化対策計画のほか、都道府県における基準年度、目標年度及び計画期間を参考にしつつ、各地方公共団体の実態に合わせた目標を設定することが考えられる。

基準年度、目標年度及び計画期間の例

平成 25年		令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年		令和 12年	令和 17年	令和 22年		令和 32年
2013	...	2022	2023	2024	2025	2026		2030	2035	2040	...	2050
基準 年度		現状 年度 ※		策定 年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標 年度	目標 年度	目標 年度		長期 目標
← 計画期間 →												

計画期間の終期は、必ずしも同時期である必要はない。計画期間中、複数年（例えば5年）ごとに進捗状況等について検討を加え、その結果を踏まえて、必要に応じて区域施策編の（一部ないし全部の）改定を繰り返していくことが考えられる。

※ 現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指す。

区域の特徴の分析

- 区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項」を定めるものとされている。このため、**区域の自然的社会的条件を把握し、整理する必要がある。**
- 「**自然的社会的条件の把握**」とは、単なる一般的な地理的特徴を列挙するのではなく、**より実効性のある計画を策定するために、区域施策編に盛り込む対策・施策との関連性（何が対策・施策に影響を与えるか、どこに対策・施策の重点を置くべきか、どのような地域資源が活用可能か等）を念頭に置いて整理**することが重要である。

対策・施策を意識した自然的社会的条件

自然的社会的条件の項目例		記載の材料		特徴と関連させる対策・施策例
自然的条件	気候	総合計画等の関係行政計画の分析	気候変動による影響や気候の情報	住宅・業務部門の省エネ対策
	再エネ賦存量			再エネ導入促進
	気候変動影響			強靱で持続可能な地域社会づくり
社会的条件	産業構造			産業部門の省エネ・低炭素化
	都市構造・交通体系・インフラ			運輸部門やまちづくりに関する対策・施策
	人口動態・住民意識・ライフスタイル			省エネ行動の普及・脱炭素ライフ推進
	技術動向			次世代技術の活用

区域施策編に盛り込むべき事項として、「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項」（地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号）が掲げられていることを踏まえ、区域の自然的社会的条件の一つとして、再生可能エネルギーによるCO₂削減ポテンシャル等を盛り込むことも考えられる。詳細は21ページ参照。

自然的社会的条件の項目例、分析例

データ区分	概要	分析結果（概要）	
統計データ活用	人口動態	・ 年齢別人口、人口推移	
	気候	・ 月別平均気温、日照時間、平均風速、降水量、積雪量	・ 再エネポテンシャル検討、短中期的な検討が可能な再エネ種の整理
	土地利用	・ 面積別土地利用	・ 区域の土地利用の割合（農地、公共利用、建物・宅地、山林等）
	建築物	・ 建築棟数の推移、延べ床面積の推移（木造、非木造別） ・ 建築年代別延べ床面積の割合	・ 新建築基準に基づき建築棟数、割合 ・ 木造・非木造建築物の棟数比較
	経済	・ 町の生産（付加価値額）、分配（所得）、支出の分析 ・ 業種別就業人口、年齢・業種別就業割合	・ 域外への流出超過 ・ 雇用者所得の相対的低さ
	健康福祉	・ 死因要因、月別死亡人数、要支援・要介護者数の推移 ・ 要介護別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合 ・ 疾病分類別医療費の一人当たり平均	・ 死因・要介護認定の要因分析を基に、循環器系疾患の抑制し、健康寿命を延ばすことが課題 ・ 循環器系疾患を発症し、要介護となった後も町内で生活できるように
	公共施設	・ インフラ量、人口一人当たり公有財産建物維持管理費、人口一人当たり道路維持費用	・ インフラ維持費用の増大が見込まれる ・ 利便性を減少させず、効率的に公共施設、インフラの維持すること
まちづくり	・ 建物の断熱状況、家計支出、年間光熱費の構成	・ エネルギー費用（光熱費・ガス料金）を減少させることが課題	
	住民アンケート	・ 居住様式、持ち家の年数、住居の改修予定 ・ 持ち家から集合住宅への住み替え意向 等	・ 持ち家、賃貸等の住宅・建物所有の実態把握 ・ 改修時期の住居及び改修予定、集合住宅等への住み替え意向の把握
		・ 電力契約の状況、PVの設置状況、暖房機器、給湯設備 ・ 冷蔵庫や空調機器の保有実態、年式	・ 光熱費やエネルギー利用状況、暖房・給湯機器の保有実態を把握 ・ 効率の悪い旧式の家電製品の保有実態の把握
	・ 世帯当たりの乗用車保有台数、走行距離、燃料油消費量	・ 1台あたり平均走行距離、年間燃料購入費用及びCO ₂ 排出量の推計	

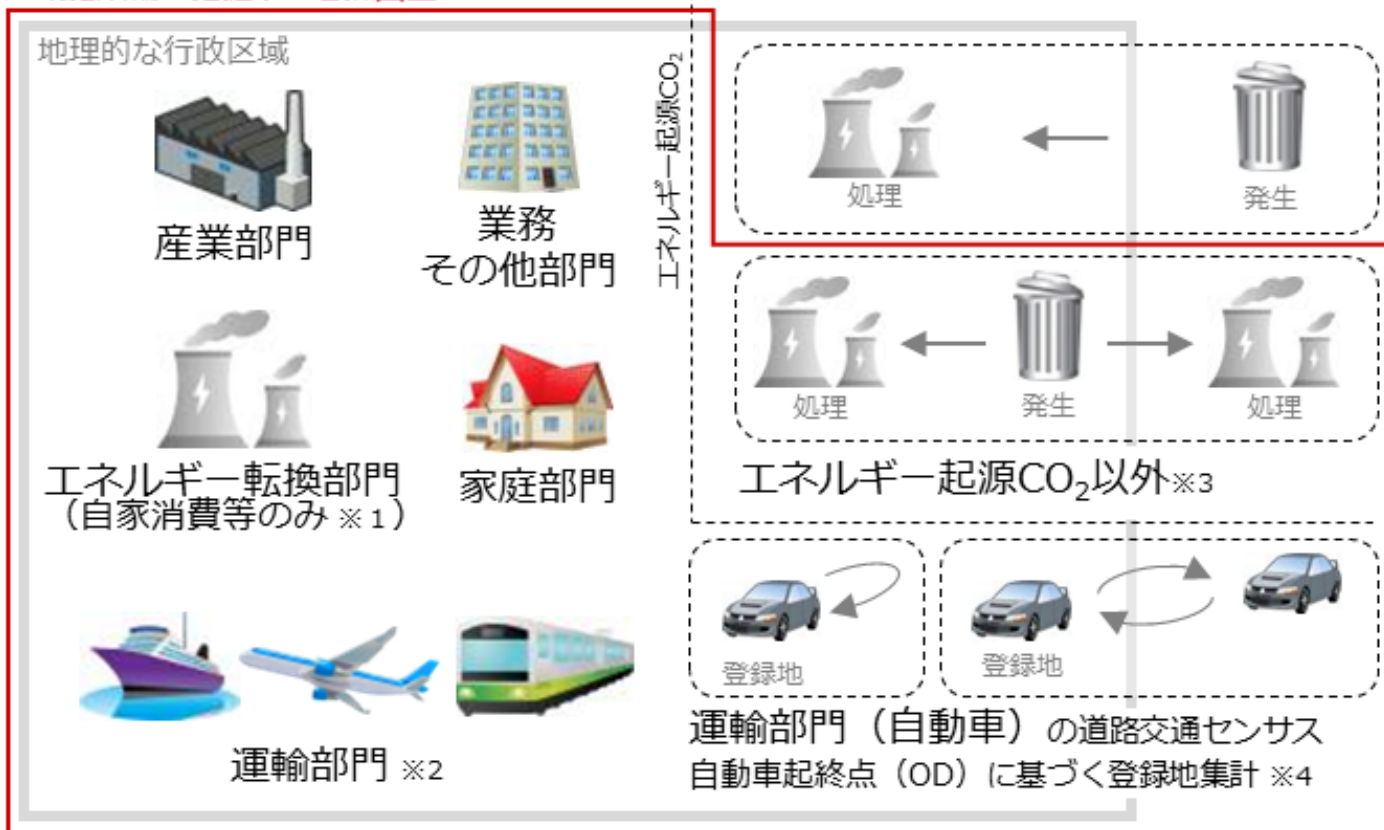
⇒関連ページ p.15,16「参考：区域の特徴の検討事例①、②」
p.17「参考：住宅街・団地における目指す姿の事例」
p.18「参考：農山村における目指す姿の事例」

出典：ニセコ町「ニセコ町環境モデル都市第二次アクションプラン 2019年度～2023年度」 <<https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/910/26784/actionplan.pdf>>

1) 対象とする温室効果ガス排出量

- 区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量は、原則として「**地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能な部門・分野**」とする。
- 「把握可能な部門・分野」は、現況推計のために必要な統計や区域のエネルギー使用量の実績値を取得できるかどうかや、有効な対策・施策を講じられるかどうかを勘案して選択する。なお、吸収源対策による吸収量を推計対象とするかどうかは、地方公共団体の規模によらず任意とする。

区域施策編で把握すべき排出量



※1 エネルギー転換部門における自家消費等以外の排出量（販売用の発電や熱生成に伴う排出）は、「区域の温室効果ガス排出量の算定」の対象には含まない。

※2 運輸部門は移動排出源であるため、地理的な行政区域の排出量を定義することが困難である。このため、台数や入港船舶総トン数等の按分により、「区域の温室効果ガス排出量」とみなす。

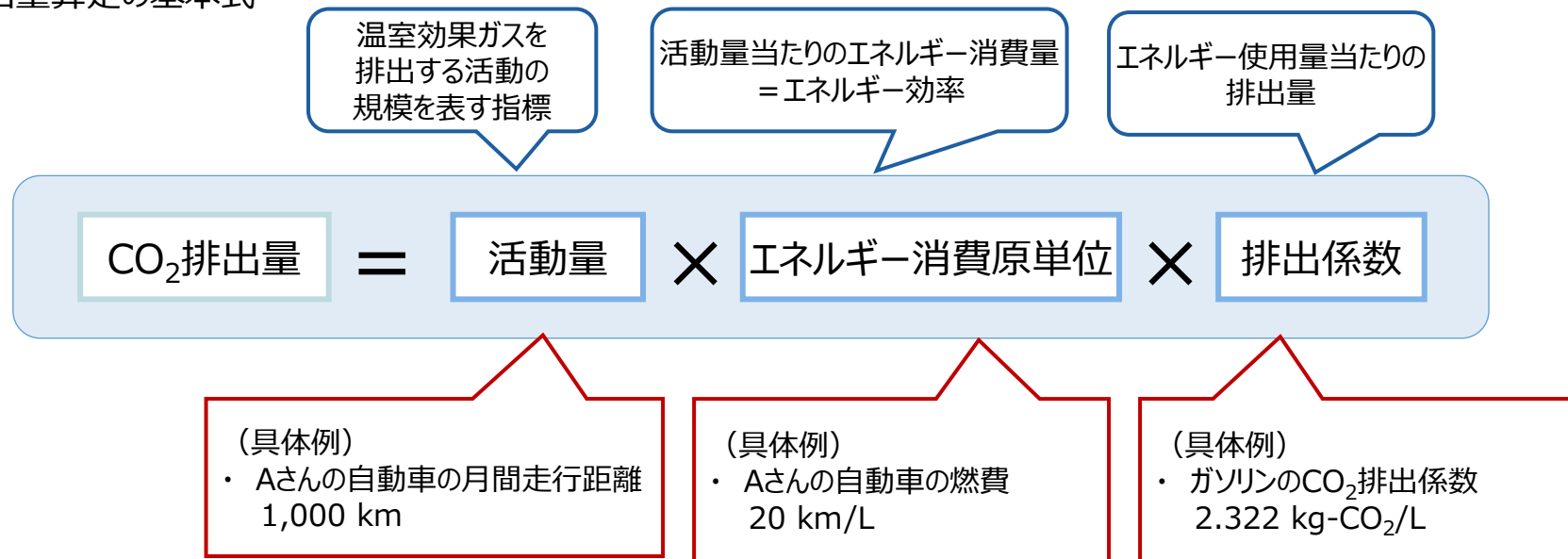
※3 一般廃棄物においては、処理場所が域内外かかわらず、域内発生を対象とする。

※4 他区域走行分の排出量も車検証住所に集計する。

2) CO₂排出量算定の基本的な考え方

- CO₂排出量は、下記の計算式にのって算定が可能である。
- 基本的には、**活動量**と**エネルギー消費原単位**がCO₂排出量の大きな変動要因となる。

CO₂排出量算定の基本式



Aさんの自動車の月間CO₂排出量 = 1,000 × 1/20 × 2.322 = 116.1 kg-CO₂

⇒関連ページ

p.19「参考：CO₂排出量の算定方法・要因分析・施策の関係」

p.21「参考：温室効果ガス排出要因の体系的な分析」

3) 排出量現況把握における手法

- 排出量の現況把握は、使用するデータやその算定方法によって、いくつかの手法に分類される。
- 最も簡易的な手法は「カテゴリA 都道府県別按分法【標準的手法】」であり、この結果は**自治体排出量カルテで確認が可能**。

現況推計手法の分類とメリット・デメリット

産業部門（製造業）の例

エネルギー使用量実績値の有無		統計値の按分方法（具体値）	
		1段階按分	2段階按分
メリット・デメリット		<ul style="list-style-type: none"> 手間をかけずに一定程度の精度で排出量を把握可能。 	<ul style="list-style-type: none"> （例：製造業の場合）製造業の中の業種別の炭素排出量原単位の違いを反映した推計が可能。 区域に大規模な事業所が多く立地する場合などに区域の排出量を精度良く推計可能。（事業所排出量積上法）
なし	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量の実績値がない場合でも推計が可能。 実績値ありの場合と比べて簡便に推計可能。 	<p>カテゴリA</p> <p>全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法</p> <p>中核市未満の市町村における標準的手法</p> <p>都道府県別按分法</p>	<p>カテゴリB</p> <p>全国や都道府県の炭素排出量を業種別や異なる出典のエネルギー種別で按分する方法</p> <p>全国業種別按分法</p>
あり	<ul style="list-style-type: none"> より実態に近い推計が可能。 エネルギー使用量の実績値。 入手できる実績値の情報（例：業種別データ、大規模事業所の排出量データを入手できるか）に応じて、具体的手法を選択できる。 	<p>カテゴリC</p> <p>一部のエネルギー種（電力、ガス等）の使用量実績値を活用する方法</p> <p>都道府県別按分法（実績値活用）</p>	<p>カテゴリD</p> <p>一部のエネルギー種（電力、ガス等）の使用量実績値や事業所排出量データを活用する方法</p> <p>全国業種別按分法（実績値活用）</p> <p>事業所排出量積上法</p>



小規模団体向けには、カテゴリA（自治体排出量カルテ）の利用を推奨。

4) 自治体排出量カルテについて

- 自治体排出量カルテとは、環境省が作成している、都道府県・市区町村の部門別CO₂排出量の現況推計等の時系列データを分かりやすく可視化した資料のこと。
- CO₂排出量の現況推計データのほか、他の地方公共団体との比較や再エネ導入状況等を包括的に知ることができる。
- 特に、初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村においては、自治体排出量カルテを積極的に活用し分析に要する手間を削減することで、**生み出された時間やリソースを対策・施策の検討や実施のために活用されたい。**

自治体排出量カルテの構成

1 CO₂排出量の傾向把握

- 排出量の部門・分野別構成比（2005年、2013年、2022年）
- 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化
- 部門・分野別構成比の比較（都道府県平均及び全国平均）

2 活動量の現状把握

- 部門・分野別指標の推移（人口・世帯数、出荷額等）

3 特定事業所の現状把握

- 地方公共団体の区域全体の排出量に占める特定事業所のカバー率
- 特定事業所の排出量や1事業所当たりの排出量

4 再エネ導入量の把握

- 地方公共団体の再生可能エネルギー導入状況
- 他の地方公共団体との再生可能エネルギー導入容量・普及率の比較

5 再エネ導入ポテンシャルの把握

- 地方公共団体の再生可能エネルギー導入ポテンシャル
- 他の地方公共団体における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

メリット

1 誰でもアクセスして利活用できる

- 環境省のウェブサイトから誰でもダウンロードして閲覧可能
- ファイルから必要な情報のみを選んで編集・利用することも可能

2 収集や算定が必要な情報が結果だけ簡易的に表示されている

- 本来は必要となる、排出量算定のための複雑な工程が省略可能
- 定量データがグラフにより可視化されており、視覚的に分かりやすい

3 他の地方公共団体との比較が行える

- 全国平均及び都道府県平均との各種比較が掲載されている
- 比較により、自身の自治体の特性や傾向が一目で分かる

※ 留意点

算定結果はあくまで推計値

- 全国または都道府県の炭素排出量を用いて簡易的に按分算定している
- そのため、実際の排出量に近いとは限らない

▶ 厳密なCO₂排出量算定ではなく、**傾向や要因の分析に活用しやすい**



区域施策編の作成の際には、自治体排出量カルテによる排出量の把握を推奨。

区域施策編の目標

- 全体目標設定の考え方は様々だが、その考え方や根拠を説明できること、進捗管理が可能であることが重要である。
- 部門別の目標は、各部門の実情を把握した上で、地域の特性や技術動向等に応じて優先順位を付けることが考えられる。
- 総量削減目標以外にも、地域経済への寄与など多角的な目標の設定も重要である。

基本的な考え方の例

全体目標

バックキャストによる 目標設定

- 2050年ネット・ゼロ達成からのバックキャストで、2030年、2040年の削減目標等を設定

フォアキャストによる 目標設定

- 部門別に実現可能な削減目標等を積み上げて設定

その他

- 地球温暖化対策計画と整合を取り設定
- 再エネ導入等を推進していく意思を反映し、国の目標値を上回る意欲的な目標の設定

部門別の目標

バックキャストによる 目標設定

- 各年の都道府県全体の目標に向けて、地球温暖化対策計画を参考に、地域特性や県独自の取り組みも考慮して部門別の目標を設定

フォアキャストによる 目標設定

- 部門ごとに、現実性のある定量的な指標を検討し、それを積み上げて目標を設定

その他

- 地球温暖化対策計画の削減目標に準拠しつつ、一部の部門では都道府県の特性を勘案して目標を設定

実効性を高めるポイント

- 目標設定の考え方は上記のように様々だが、**目標設定の考え方や根拠を説明できること、進捗管理が可能であることが重要。**
- 部門別の目標は、各地域の特性の把握と分析が重要。**（例：製造業が主要産業である、車社会である等）
- 部門別の目標の設定では、**庁内の関係各課や業界団体との調整も重要。各業界の実情を把握しそれを踏まえた目標を設定するとともに、目標設定の背景や根拠を説明し、理解を得ることも重要。**
- 総量削減目標以外**にも、地域経済への寄与など**多角的な目標の設定も重要**（右記を参照）。

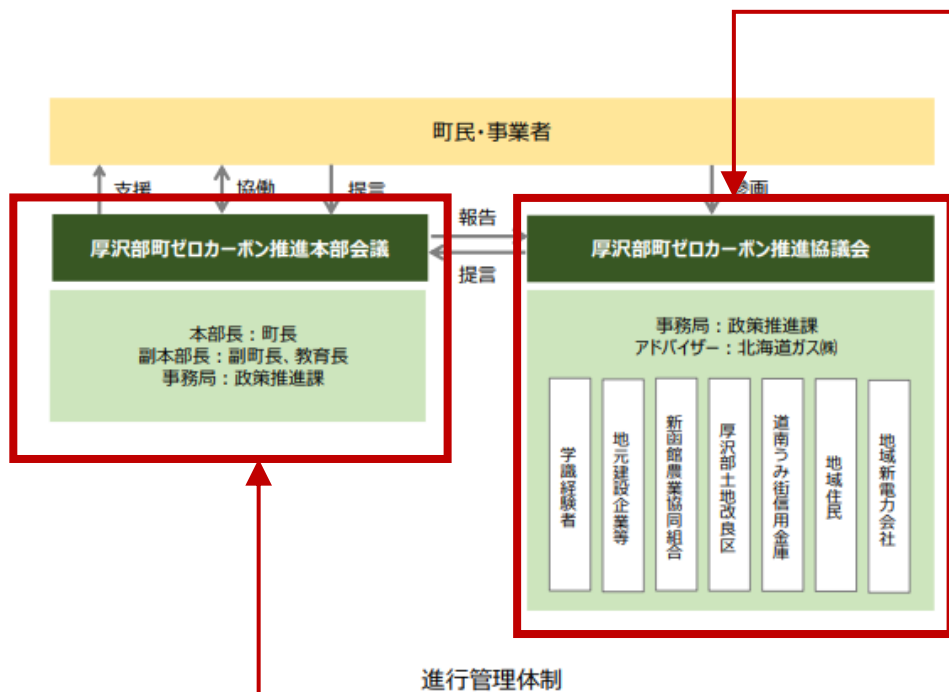
総量削減以外の計画目標の例

- 「**経済・社会のコベネフィット**」：地域での雇用者数や地域への経済波及効果の目標、地域課題解決につながる定性的な目標
 - 脱炭素化の促進と一体的に取り組むことで、地域課題の解決に貢献。
- 「**温室効果ガス排出量原単位目標**」：人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標
 - 区域の活動量の増減にかかわらず、例えば人口当たりの努力の評価が容易にできる。
- 「**最終エネルギー消費量目標**」：区域の最終エネルギー消費量の目標
 - 電力等の排出係数の増減に影響されることなく、省エネルギーに関する需要家の取組の評価が可能。
- 「**最終エネルギー消費原単位目標**」：人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標
 - 電力等の排出係数の増減に影響されることなく、省エネに関する需要家の取組の評価が可能。

区域施策編の策定・実施体制

- 実行性のある計画を策定するためには、地域内外の様々な分野の連携が必要である。そのためには、計画策定段階より、庁内で連携しつつ、事業者、地域の金融機関、地域住民等、**多様なステークホルダーを巻き込んだ体制を構築**することが重要である。

北海道厚沢部町の例

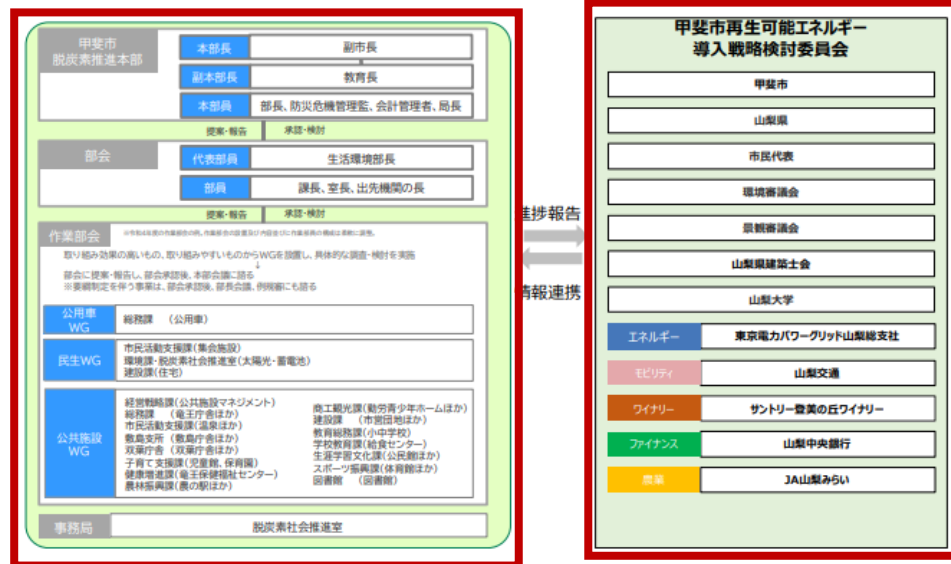


庁内で連携しながら取組を推進する体制が構築されている

山梨県甲斐市の例

庁外のステークホルダー（事業者・金融機関・地域住民等）を巻き込んだ体制が構築されている

図表 9-1 甲斐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進体制



出典：厚沢部町「厚沢部町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」：p.8
<https://www.town.assabu.lg.jp/uploaded/attachment/4474.pdf>

出典：甲斐市「甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」：p.81
https://www.city.kai.yamanashi.jp/material/files/group/42/zikko_ukeikaku-kuikishisaku.pdf

区域施策編の評価・公表

- 実効性を高めるため、目標に対する進捗状況や課題を把握・整理し、その結果を対策・施策の改善に繋げるとともに、区域の自然的・社会的条件の変化等を踏まえ、計画全体の目標、対策・施策及び推進体制の妥当性を総合的に評価し、必要に応じて計画の見直し・改定を行うことが重要。
- 地球温暖化対策推進法第21条第16項に基づき、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表することが義務付けられている。

甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）年次報告書

甲府市では、平成23年度に「甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、適時見直しを行い、取組を推進しております。施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成しましたので、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第15項に基づき、公表します。年次報告書では、実行計画において重点的に取り組むこととしている「19のアクションプランと通称策」の実施状況などについてまとめています。

令和5年度年次報告書
 甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和5年度年次報告書【全編】（PDF：2,434KB）

令和4年度年次報告書
 甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和4年度年次報告書【全編】（PDF：2,890KB）

令和3年度年次報告書
 甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和3年度年次報告書【全編】（PDF：2,289KB）

- 表紙、目次（PDF：128KB）
- 第1章 甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（PDF：3,788KB）
- 第2章 2021（令和3）年度の施策の実施状況（PDF：1,194KB）
- 第3章 施策の検証（PDF：3,358KB）
- 資料、裏表紙（PDF：950KB）

甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和3年度年次報告書【概要版】（PDF：781KB）

令和2年度年次報告書
 甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和2年度年次報告書【全編】（PDF：2,794KB）

甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和2年度年次報告書【概要版】（PDF：879KB）

令和元年度年次報告書
 甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和元年度年次報告書【全編】（PDF：2,328KB）

甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和元年度年次報告書【概要版】（PDF：988KB）



定性的な目標は実施の有無、定量的な目標に対しては実績と進捗率を示している。

番号	取組内容-1	取組内容-2	取組内容-3	取組内容-4	目標値	R5年度実績	進捗率・達成率
1	環境教育・温暖化防止の啓発活動の推進 《人づくり・地域づくり・協働の推進》	(1) 環境教育の推進	① 幼児・学校教育における環境教育の推進	環境教育事業への参加者数	7,600人/年	3,371人	44.4%
			② 地域・家庭における環境教育の推進	地球温暖化防止関係の出前講座や講習会・イベント等の参加者数	2,500人/年	972人	38.9%
			③ 甲府市リサイクルプラザの活用	甲府市リサイクルプラザを活用した環境教育の推進	目標値なし	実施	◎
	(2) 多様な担い手による地域の温暖化防止活動の推進（産学官民協働の推進）	④ 高度な環境教育の推進	④ 高度な環境教育の推進	大学等と連携した高度な環境教育の推進	目標値なし	実施	◎
			① 地域の温暖化防止活動等の推進	地域で活動する団体と協働・連携によるイベント等の開催	7回/年	6回	85.7%
				② 地域の人材育成	「こうふのecoの活性化」及び地域の温暖化対策の情報発信（甲府市環境コミュニティの活性化）	目標値なし	実施
2	持続可能なエネルギー施策の推進（エネルギーの地産地消・地域エネルギーへの転換と導入促進）	(1) 再生可能エネルギーへの転換と導入促進	① 太陽光発電システムの導入促進	太陽光発電システムの導入	168.2 GWh (R12) 年度まで	105.6 GWh	62.8%
			② バイオマスエネルギーの活用	・木質バイオマスエネルギーの活用促進 ・木質ボイラー・木質ペレットストーブ等の普及促進 ・バイオマス資源のエネルギー活用促進	目標値なし	実施	◎
			③ 地中熱・太陽熱・小水力等再生可能エネルギーの活用	・地中熱・太陽熱・小水力等再生可能エネルギーの活用と普及促進 ・地中熱・太陽熱・小水力等再生可能エネルギー設備の導入	目標値なし	一部実施	△
			④ 蓄電池の普及促進	蓄電池の普及促進	目標値なし	実施	◎

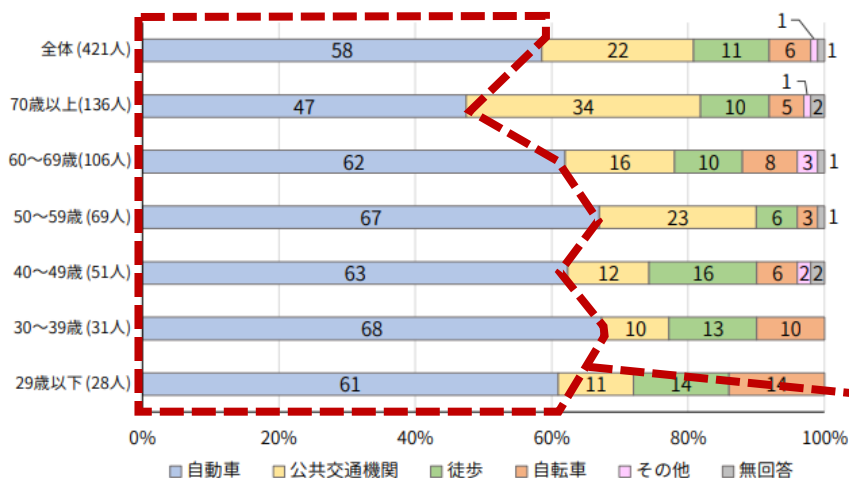
参考：区域の特徴の検討事例① 交通手段の利用割合

- 函館市では、日常生活の主たる移動手段は自動車が過半数を占めているため、将来像に交通手段転換の取組が示されている。

(4) 道路・交通網

本市は、物的・人的交流拠点となる重要港湾函館港をはじめ、函館空港や高規格道路、北海道新幹線などの国内外との交通ネットワークが形成されており、陸・海・空が交わる交通の要衝としての優位性を有しています。

また、公共交通機関として、路面電車、路線バスのほか、鉄道、タクシーが運行していますが、日常生活の主な移動（通勤、通学、通院など）では、自動車が58%と最も多く、特に60歳代以下では、全ての年代で60%を超えています。



出典) 函館市の地球温暖化防止対策に関するアンケート (2020年度)

(3) 2050年に向けて変化していく函館市のイメージ

長期目標として掲げる「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」となった社会においては、革新的技術の開発・普及などのイノベーションによって、私たち一人ひとりの生活が、健康で幸福感を感じながら活き活きと暮らし、快適で利便性が高いライフスタイルへ転換していることが想定されます。

このような未来を現実のものとするには、決して容易なことではありませんが、社会の変化を見越して、未来のイメージを共有し、一人ひとりが意識を変え、脱炭素の視点を持って責任のある行動をとることで「ゼロカーボンシティはこたて」の実現につながります。

市民の暮らし

- 省エネルギー行動が定着しています。
- 省エネルギー化した設備・機器が最大限普及しています。
- 新築住宅はZEHが基本となり、既存住宅は省エネルギー改修が一般化しています。
- 再生可能エネルギーの導入が一般化しています。
- 住宅で使用する設備が電化・脱炭素化されたエネルギーに転換しています。
- 水素、バイオ燃料などの脱炭素燃料を使用しています。
- エネルギー管理システム (HEMS) やICTと蓄電池、電気自動車やヒートポンプなどを用いて太陽光発電量に合わせて需給調整に活用されることが一般化しています。
- 電気自動車 (EV) / プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) / 燃料電池自動車 (FCV) が移動手段の最初の選択肢となっています。
- 夜間、電力逼迫時、災害時は電気自動車などの蓄電池から電気を調達しています。
- 吸収源対策として地域材の利用拡大により住宅が木造化・木質化しています。
- 徹底した3Rが定着しています。

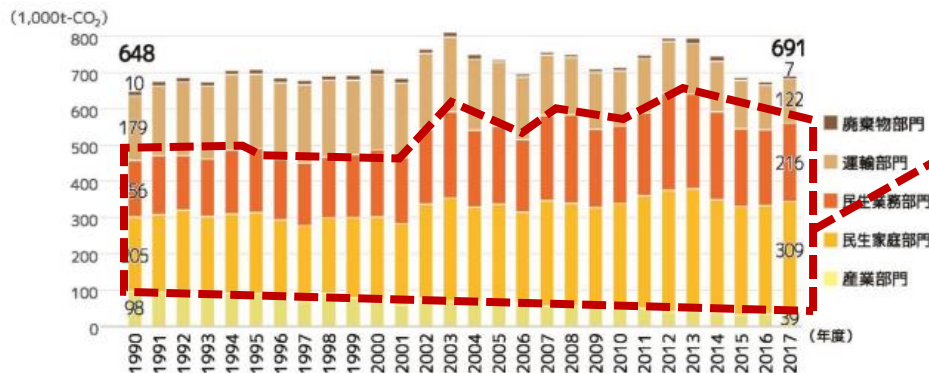
参考：区域の特徴の検討事例② 部門ごとのCO₂排出量割合

- 調布市では、民生家庭部門及び民生業務部門からのCO₂排出が全体排出量の3/4を占めていることから、施策に「脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及」や「再生可能エネルギー等の利用推進」を取り入れている。

調布市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状

市内の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、平成 25（2013）年度以降減少傾向ですが、平成 29（2017）年度に微増しています。

市内の二酸化炭素排出量に占める割合が高いのは、市民の日常生活に当たる民生家庭部門、事業者の活動に当たる民生業務部門からの排出であり、全体の3/4を占めています。



調布市における部門別二酸化炭素排出量の割合

施策体系

目標達成に向け、次の5つの施策を推進します。
また、施策の推進を通じて、以下に示すSDGsのゴールに寄与します。



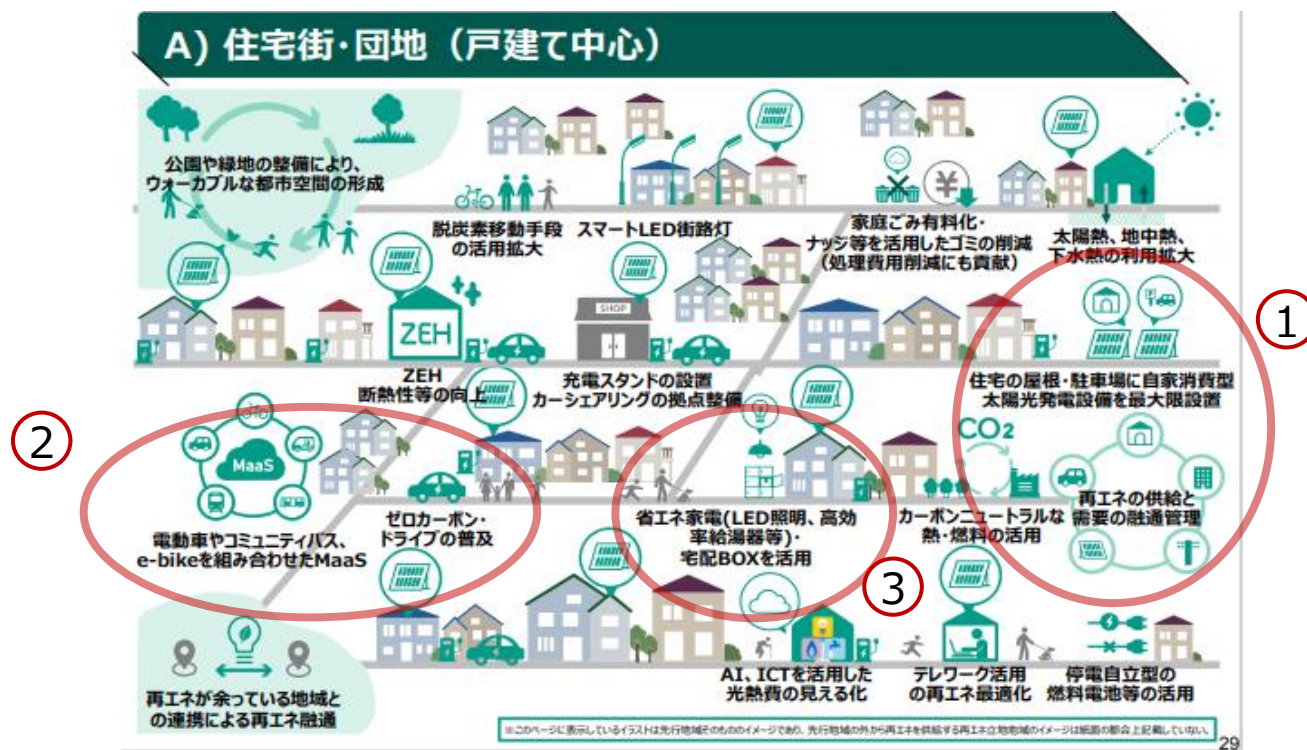
施策	取組	関連するSDGsの主なゴール
1 施策	脱炭素型 ライフスタイル・ ビジネススタイル の普及	1-1 家庭における脱炭素型ライフスタイルの普及
		1-2 事業所における脱炭素型ビジネススタイルの普及
		1-3 市の率先行動
		1-4 地球温暖化に関する環境学習の推進
2 施策	再生可能 エネルギー等の 利用推進	2-1 再生可能エネルギー等の利用推進
		2-2 次世代エネルギーに関する普及啓発
3 施策	スマートシティの 実現	3-1 スマートシティの推進
		3-2 環境に配慮した交通手段の利用促進
		3-3 緑の保全・創出による地球温暖化対策
4 施策	循環型社会の形成	4-1 3Rの推進
		4-2 プラスチック対策
		4-3 食品ロス対策
5 施策	気候変動への適応	5-1 地球温暖化及び気候変動に関する情報提供
		5-2 自然災害への対策
		5-3 暑熱対策の推進

参考：住宅街・団地における目指す姿の事例

- 国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ【概要】～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」に、取組を総合的に実行したまちのモデルが複数示されている。

地域住民に脱炭素ライフ・ビジネススタイルが根付いているまちの取組例：

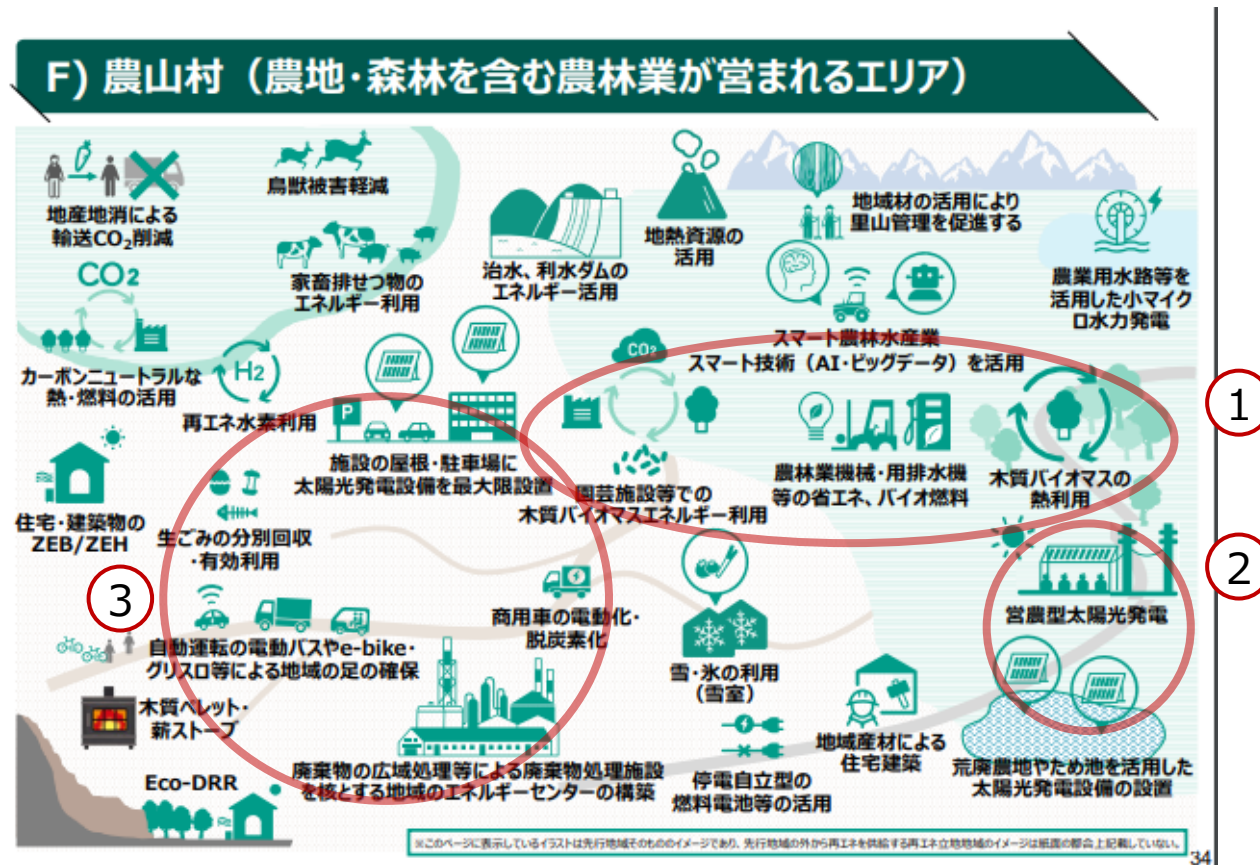
- ① 中心市街地エリアの公共施設等へ**太陽光発電設備**を導入、**災害時の避難施設**としても活用
- ② 地域のコミュニティバスを**EV化**、**充電スタンド**や**EVカーシェア**の拠点も拡充
- ③ 新築や建て替え時には**ZEH建設**、設備買換え時には**省エネ家電**導入が一般的となっている（補助金の活用）



参考：農山村における目指す姿の事例

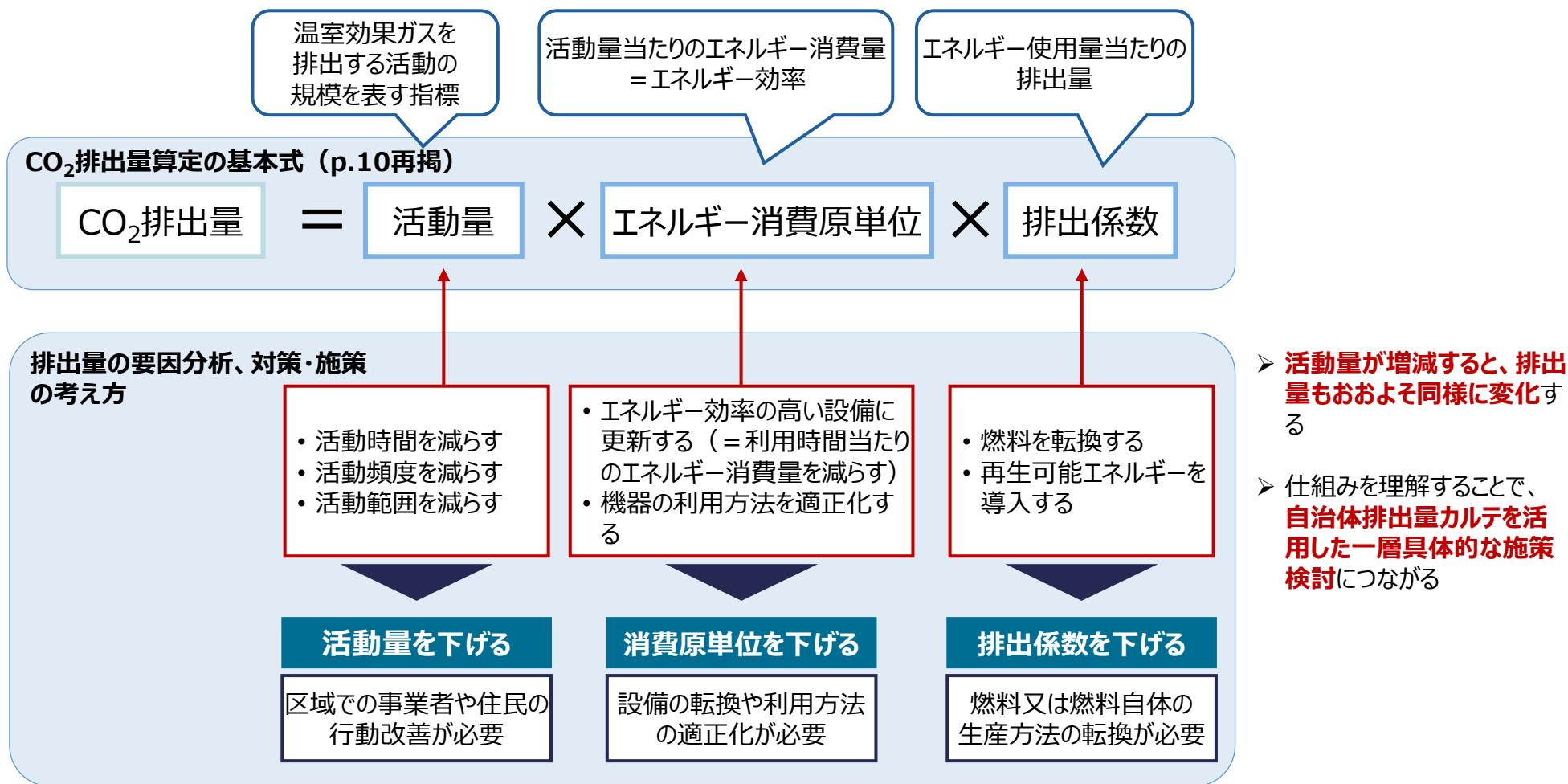
農林業を中心とした環境の保全と経済成長が両立しているまちの取組例：

- ① 農林業で出た端材を木質バイオマスエネルギーとして利用
- ② 営農型太陽光発電により、電気代のランニングコスト削減
- ③ 施設や駐車場に太陽光発電設備を導入し、電動バスやe-bikeへ電力供給して地域の足を確保



参考：CO₂排出量の算定方法・要因分析・施策の関係

- CO₂排出量の要因は、原則としてCO₂の排出量の基本式に現れる3つの変数のいずれかに紐付くものである。また、排出量の要因に応じて、排出削減のために取るべき対策・施策の種類は異なる。
- 排出量の算定の仕組みと 算定式－要因分析－施策 の関係性を理解することで、一層具体的な施策検討につながる。



参考：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の推計

- 土地利用に関係したCO₂排出・吸収量は、各土地利用で炭素が顕著に貯留されている部位における貯留量の変化（増加、減少）に伴い発生するため、吸収源対策ごとに、算定で考慮すべき部位（炭素プール）が異なる。
- 吸収源の評価方法は、大別すると、国の排出削減目標と同様に排出量と吸収量を合算して評価する方法と、両者を合算せず、別個に評価する方法が考えられる。

吸収源対策の推計対象

対象地	本マニュアルで扱う 排出・吸収要因	推計対象とする炭素貯留箇所 (炭素プール)
森林	<ul style="list-style-type: none"> • 樹木（バイオマス）の成長や伐採・枯死 • 土壌への植物体由来の炭素供給・土壌中分解 	<ul style="list-style-type: none"> • バイオマス • 土壌
農地	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌への堆肥や緑肥投入による土壌中炭素量の変化 	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌
都市緑地	<ul style="list-style-type: none"> • 植栽高木の成長 	<ul style="list-style-type: none"> • バイオマス • リター（落葉落枝）枯死有機物 • 土壌

吸収量の評価方法の例

	評価方法	特徴	適する条件
排出量と純吸収量を合算して評価	目標を「基準年比排出削減量」で設定し、吸収量を排出削減量に加算して評価する方法 (排出源による排出量と吸収源による吸収量をそれぞれ別に計算し、目標達成を「排出削減量」+「吸収量」で合算して評価) (排出削減量と吸収量のそれぞれ独立した評価値が必要)	国の2030年の温室効果ガス排出削減目標と同じ考え方	対象活動が吸収源として機能しており、吸収量を評価したい場合
	排出量と吸収量を合算した対象年の排出量（吸収量込み）の絶対値で評価する方法（目標達成を対象年の「排出量」+「吸収量」で評価）	全体を対象年のみの値で考慮	実質排出ゼロの評価に用いられる方法
排出量と吸収量を別個に評価	排出量（排出削減量）、吸収量でそれぞれ対象年の目標を決めて別個に評価する方法	排出削減量と吸収量の貢献を明確に示す方法	排出削減量と吸収量の貢献を別々に評価したい場合

参考：温室効果ガス排出要因の体系的な分析

- 重視すべき部門の特定と、より具体的な要因の検討結果を掛け合わせて、要因分析の体系的な整理を行うことで、脱炭素施策の方向性や方針の決定に活用できる。

部門	対策・施策		
	活動量を下げる	エネルギー消費原単位を下げる	排出係数を下げる
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> 生産効率向上による人員・設備稼働時間低減 在庫削減などの生産調整 	<ul style="list-style-type: none"> 工場の省エネ改修の実施 省エネルギー性能の高い耕作機器の導入 生産工程見直しなどによる製造原単位の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギー導入 バイオ燃料への転換
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> マイカー利用制限デーの導入 商業施設等の地域集中化 自転車・徒歩への転換 	<ul style="list-style-type: none"> 低燃費車への乗換え エコドライブの促進 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車などクリーンエネルギー自動車への乗換 バイオ燃料への転換
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> 休日出勤・残業の抑制 こまめな消灯・電源 OFF などの運用改善 ビルの未利用床面積の縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ビルの省エネ改修の実施 空調・給湯設定温度の適正化などの運用改善 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光等の再生可能エネルギー導入 合成メタンへの燃料転換
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> 図書館や公民館などの公共施設の利用促進 ドアや窓の開け放し削減 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネ改修の実施 省エネルギー性能の高い家電への買換え 空調設定温度の適正化などの運用改善 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の導入 太陽熱温水器の導入

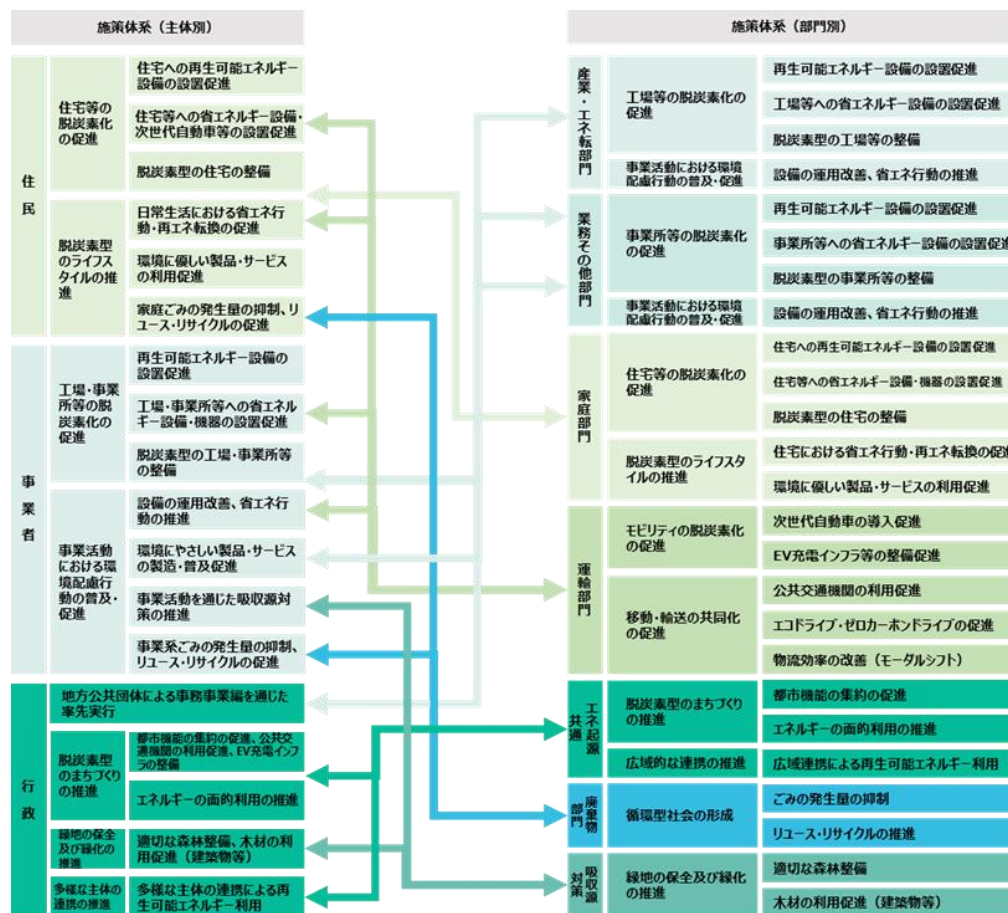
参考：対策・施策の体系的整理の完成イメージ

- これまで検討されていた部門別の施策体系を、区域への発信も見据えて**主体別に組み替えていく**。
- 体系的整理を行うことで、各主体の取組が排出量削減においてどのような効果を生むのか、説明が容易になる。

主体別に組み替える

誰が何を
するか

各主体別の
施策例をp.15に
示す



どの部門で
何をするか



ポイント

誰が、という整理がないと形骸化の原因となるため、主体別に組替えは必要。一方で、削減目標との整合が図りづらいという点に留意する必要がある。

参考：再エネ導入量の評価事例

- 浜松市は、令和2年4月に策定した「浜松市エネルギービジョン」において、市内の総消費電力に相当する電気を市内の再エネで生み出すことができる状態を「浜松市域“RE100”」として独自に定義し、当該目標の達成を目指すこととしている。

浜松市域“RE100”とは ※浜松市が独自定義

RE(renewable energy) ⇨ 再生可能エネルギー

浜松市内の再エネ電源 ≥ 浜松市内の総電力使用量

※市内の総消費電力に相当する電気を、市内の再生可能エネルギーで生み出すことができる状態 《RE100の考え方を参考に、浜松市で独自に定義したもの》

【参考】RE100とは⇨

・使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にすることに取り組んでいる企業が加盟している国際的な企業連合

浜松市域“RE100”へのチャレンジ目標

		2018年度(実績)	2030年度(目標)	2050年度(目標)
再生可能エネルギー導入量(MWh)	大規模水力除く A	698,556	1,370,160	2,215,000
	大規模水力含む B	3,028,797	3,700,401	4,545,241
市内の総電力使用量 (MWh)	C	4,996,340	4,700,000	4,500,000
再エネ電力自給率	大規模水力除く A/C	14.0%	29.2%	49.2%
	大規模水力含む B/C	60.6%	78.7%	101.0%